

クラブ部室の使用に係る取扱い

(平成 12 年 4 月 1 日制定)

(目 的)

第 1 条 この規程は、大垣女子短期大学の承認を得たクラブが専用の部室を使用することに関し、必要な事項を定める。

(使用責任)

第 2 条 専用部室を使用するクラブは、次に掲げる事項を責任をもって遵守しなければならない。

- (1) 火気の使用禁止
- (2) 部屋内の清掃管理
- (3) 部屋内の備品の使用管理

(使用禁止)

第 3 条 前条に規定する事項に反したとき、管理責任者は当該クラブに対し、専用部室の使用を禁止させることができる。

(管理責任)

第 4 条 専用部室に係る管理責任は学生支援課とし、管理責任者は学生支援課長とする。

2 施設・設備の管理上、及び防災上等で必要な場合に、大学は部屋に立ち入ることがある。

(使用許可)

第 5 条 部室の使用許可については、次に掲げる委員の協議により決定する。

- (1) 学生支援課長及び担当者
- (2) 学生支援委員 3名以内

(使用心得)

第 6 条 各クラブは専用部室の使用について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用期間 原則として次の期間を除くものとする。
8月中旬(盆期間の特別休暇期間)
12月～1月(年末年始の特別休暇期間)
- (2) 使用時間 原則として土曜日、日曜日、祝日その他大学が特別に指定する期日を除き、午前9時00分より午後7時00分までとする。
- (3) 改装等の禁止 使用者は部屋内に改装等を加えてはならない。
- (4) 備品管理 使用者は部屋内に設置してある備品用具等は責任をもって管理しなければならない。
- (5) 火気禁止 火災防止のため火気の使用は禁止する。
- (6) 清掃等 使用者は常に部屋内の清掃、備品等の整理整頓に努めなければならない。
- (7) 戸締り・消灯 使用者は責任をもって部屋の戸締り、消灯を確認するものとする。

第 7 条 この規程に定めなき事項については、学長が決する。

附 則

この規程は平成12年4月1日から施行し、昭和54年9月1日から施行の「課外活動専用施設運営規程」並びに昭和54年9月1日から施行の「クラブ部室及び学生集会所管理運営細則」は平成12年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。